

甲斐駒特別保護地区の指定について

1 特別保護地区の名称

甲斐駒特別保護地区

2 特別保護地区の区域

北杜市白州町横手並びに同市武川町柳沢所在県有林中北事業区第四百三十七林班に1小班、第四百三十八林班ろ2・イ小班、第四百三十九林班へ小班、第四百四十林班イ・ロ・ハ・ニ・ホ小班及び南アルプス市芦安芦倉所在県有林中北事業区第二十三林班イ・ロ・ハ・ニ・ホ・へ小班的区域

3 特別保護地区の存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで(10年間)

4 特別保護地区の面積

421.1ヘクタール

5 特別保護地区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

大規模生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

当該地区を含めた地域は、甲斐駒ヶ岳(標高二千九百六十七メートル)、鋸岳(標高二千六百八十五メートル)等を中心とした高山帯の地域であり、当該地区の全域が国立公園特別保護地区及び保安林に指定されている。

当該地域の植生は、甲斐駒ヶ岳山頂付近にアオノツガザクラが分布し、その下部にはコケモモ、ハイマツ、ミドリユキザサ、ダケカンバ、ウラジロモミ、コメツガ等がみられ、高山帯から亜高山帯までの植生を示す林相の変化に富んだ地域で

ある。

また、獣類では、大型哺乳類のニホンカモシカをはじめ、中型哺乳類ではニホンザル、キツネ等が、小型哺乳類では高山性のオコジョ、トガリネズミ等が確認され、鳥類では、特別天然記念物に指定されているライチョウをはじめ、イワヒバリ、メボソムシクイ、コマドリ、ルリビタキ、ビンズイ等がみられる。

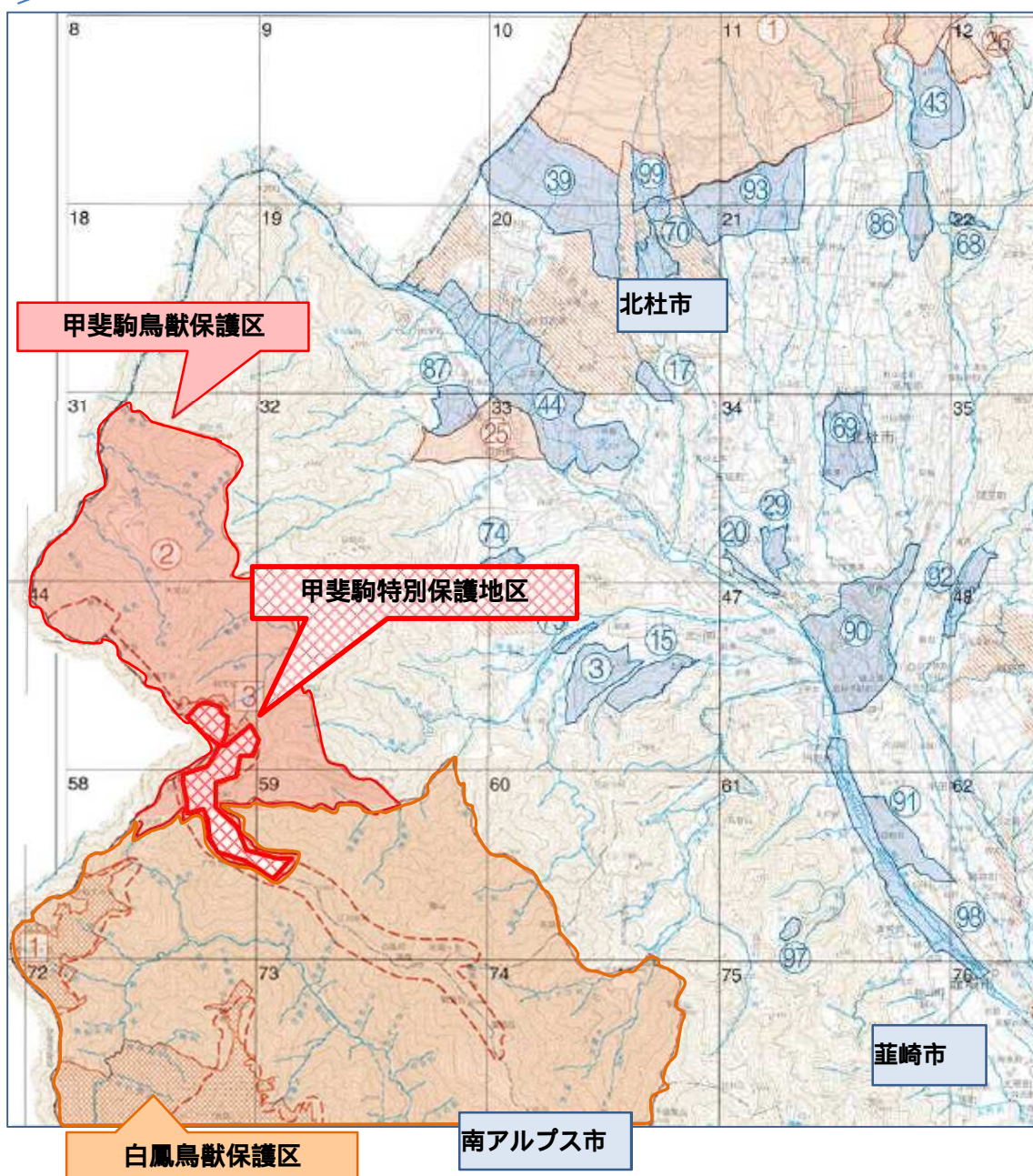
以上の地域のうち、原生な自然環境が保存されている中核的な地域を特別保護地区に指定することで多様な鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(三) 特別保護地区の管理方針

- (1) 定期的に巡視を実施する等により、多様な鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
- (2) 特別保護地区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

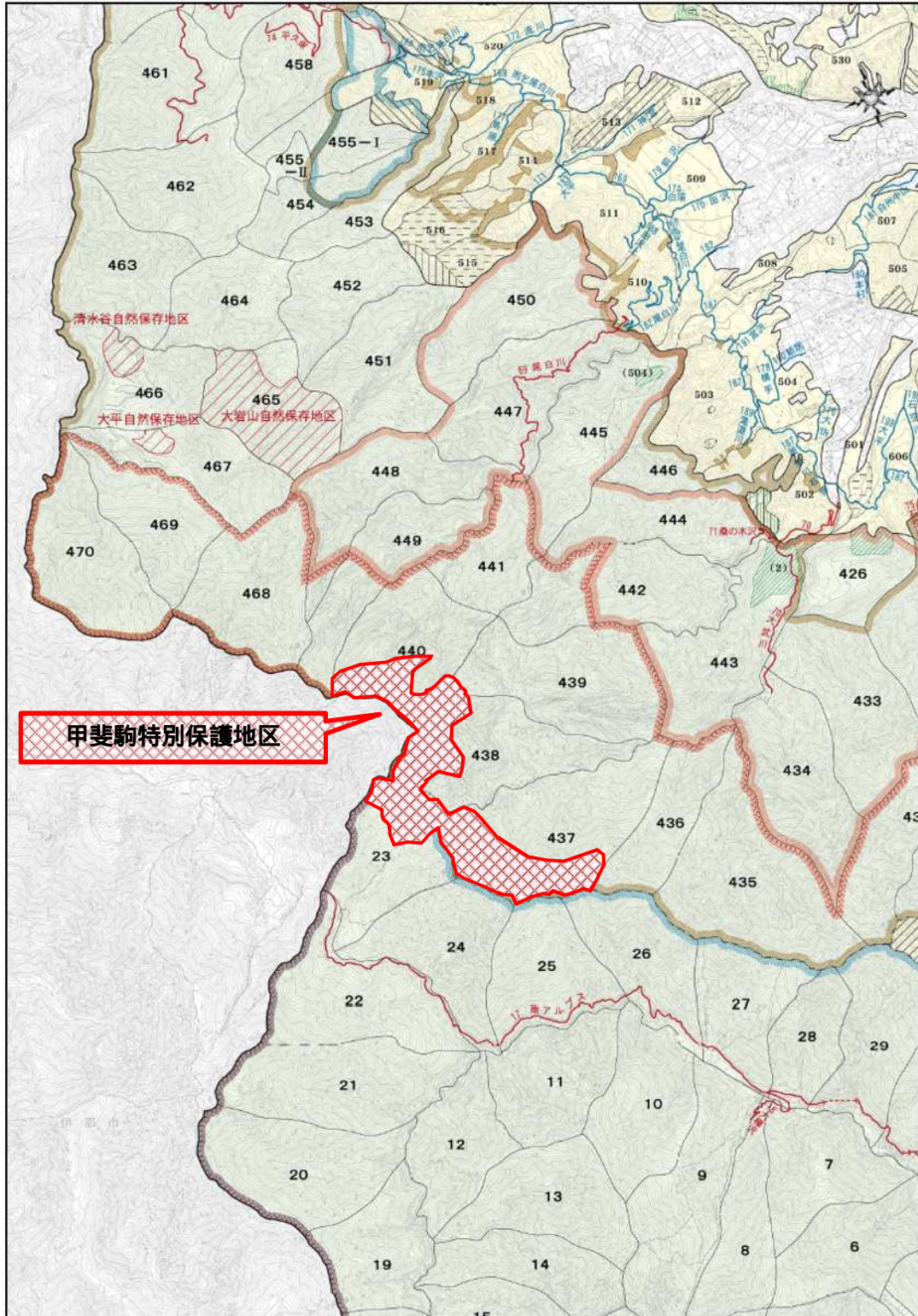
甲斐駒特別保護地区 所在地

所在：北杜市白州町横手、武川町柳沢
及び南アルプス市芦安芦倉



甲斐駒特別保護地区の区域

北杜市白州町横手並びに同市武川町柳沢所在県有林中北事業区第四百三十七林班に1小班、第四百三十八林班ろ2・イ小班、第四百三十九林班へ小班、第四百四十林班イ・ロ・ハ・ニ・ホ小班及び南アルプス市芦安芦倉所在県有林中北事業区第二十三林班イ・ロ・ハ・ニ・ホ・へ小班の区域



甲斐駒特別保護地区の指定に係る利害関係者名簿(賛否確認書)

職名	氏名	賛否	備考
北杜市長	白倉 政司	賛	
北杜警察署長	志田 浩	賛	
梨北農業協同組合代表理事組合長	澤井 實	賛	
峡北森林組合代表理事組合長	藤原 忠直	賛	
北杜市観光協会会長	浅川 力三	賛	
峡北猟友会会長	五味 力	賛	
峡北猟友会菅原分会長	遠藤 東	賛	
峡北猟友会鳳来分会長	小林 忠則	賛	
峡北猟友会駒城分会長	坂本 伴和	賛	
峡北猟友会武川分会長	小池 満雄	賛	
鳥獣保護管理員	山田 啓治	賛	
鳥獣保護管理員	竹野 政敬	賛	
恩賜県有財産管理者 山梨県知事	後藤 斎	賛	

知事の意見照会は中北林務環境事務所県有林課あてに行いました。

特別保護地区 指定に係る新旧対照表（甲斐駒特別保護地区）

現行：甲斐駒特別保護地区 公示内容（H18.11.1～H28.10.31）	改正：甲斐駒特別保護地区 公示内容案（H28.11.1～H38.10.31）
<p>1 特別保護地区の名称 甲斐駒特別保護地区</p> <p>2 特別保護地区の区域 北杜市白州町横手並びに武川町柳沢所在県有林中北事業区第四百三十七林班に1小班、第四百三十八林班ろ2・イ小班、第四百三十九林班へ小班、第四百四十林班イ・ロ・ハ・ニ・ホ小班及び南アルプス市芦安芦倉所在県有林中北事業区第二十三林班イ・ロ・ハ・ニ・ホ・へ小班的区域</p> <p>3 特別保護地区の存続期間 平成十八年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで</p> <p>4 特別保護地区の面積 四百二十一・一ヘクタール</p> <p>5 特別保護地区の保護に関する指針 （一）鳥獣保護区の指定区分 大規模生息地の保護区 （二）特別保護地区の指定目的 当該地区を含めた地域は、甲斐駒ヶ岳（標高二千九百六十六メートル）鋸岳（標高二千六百八十五メートル）等を中心とした高山帯の地域であり、当該地区の全域が国立公園特別保護地区及び保安林に指定されている。 当該地域の植生は、甲斐駒ヶ岳山頂付近にアオノツガザクラが分布し、その下部にはコケモモ、ハイマツ、ミドリユキザサ、ダケカンバ、ウラジロモミ、コメ</p>	<p>1 特別保護地区の名称 甲斐駒特別保護地区</p> <p>2 特別保護地区の区域 北杜市白州町横手並びに同市武川町柳沢所在県有林中北事業区第四百三十七林班に1小班、第四百三十八林班ろ2・イ小班、第四百三十九林班へ小班、第四百四十林班イ・ロ・ハ・ニ・ホ小班及び南アルプス市芦安芦倉所在県有林中北事業区第二十三林班イ・ロ・ハ・ニ・ホ・へ小班的区域</p> <p>3 特別保護地区の存続期間 平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで</p> <p>4 特別保護地区の面積 四百二十一・一ヘクタール</p> <p>5 特別保護地区の保護に関する指針の案 （一）鳥獣保護区の指定区分 大規模生息地の保護区 （二）特別保護地区の指定目的 当該地区を含めた地域は、甲斐駒ヶ岳（標高二千九百六十七メートル）鋸岳（標高二千六百八十五メートル）等を中心とした高山帯の地域であり、当該地区の全域が国立公園特別保護地区及び保安林に指定されている。 当該地域の植生は、甲斐駒ヶ岳山頂付近にアオノツガザクラが分布し、その下部にはコケモモ、ハイマツ、ミドリユキザサ、ダケカンバ、ウラジロモミ、コメ</p>

ツガ等がみられ、高山帯から亜高山帯までの植生を示す林相の変化に富んだ地域である。

また、獣類では、大型哺乳類のニホンカモシカをはじめ、中型哺乳類ではニホンザル、キツネ等が、小型哺乳類では高山性のオコジョ、トガリネズミ等が確認され、鳥類では、特別天然記念物に指定されているライチョウをはじめ、イワヒバリ、メボソムシクイ、コマドリ、ルリビタキ、チョウゲンボウ等がみられる。

以上の地域のうち、原生な自然環境が保存されている中核的な地域を特別保護地区に指定することで多様な鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(三) 特別保護地区の管理方針

- (1) 定期的に巡視を実施する等により、多様な鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
- (2) 特別保護地区の指定の意義について、 普及啓発に努める。

ツガ等がみられ、高山帯から亜高山帯までの植生を示す林相の変化に富んだ地域である。

また、獣類では、大型哺乳類のニホンカモシカをはじめ、中型哺乳類ではニホンザル、キツネ等が、小型哺乳類では高山性のオコジョ、トガリネズミ等が確認され、鳥類では、特別天然記念物に指定されているライチョウをはじめ、イワヒバリ、メボソムシクイ、コマドリ、ルリビタキ、ビンズイ等がみられる。

以上の地域のうち、原生な自然環境が保存されている中核的な地域を特別保護地区に指定することで多様な鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(三) 特別保護地区の管理方針

- (1) 定期的に巡視を実施する等により、多様な鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
- (2) 特別保護地区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。